

令和8年度 佐野市若者移住定住促進奨励金チェックリスト

若者移住定住促進奨励金とは、世帯員全員で市外から転入し、「住宅等を取得した方」または「3世代同居（いわゆるUターン）した方」に、10万円を交付する制度です。

※単身世帯の方、及び、市内転居のみの場合は対象外となります。

※賃貸物件は対象外となります。

1. 対象者

下記の（1）～（6）のすべてに該当する

- （1）令和11年12月31日までに市外から世帯で転入し、下記①～③のいずれかに該当する
 - ①世帯員の本人または配偶者のいずれかが40歳以下
 - ②パートナーシップの関係にある2人のいずれかが40歳以下
 - ③18歳未満の子がいる世帯の父または母が40歳以下
- （2）市外から転入（世帯員全員が、転入前日まで同一世帯で1年以上市外に居住）
- （3）3年以上居住する
- （4）世帯員全員に市税等の滞納がない
- （5）世帯員全員が暴力団関係者でない
- （6）世帯員全員がこの奨励金または移住支援金の交付を受けていない

2. 対象住宅（賃貸を除く）

令和11年12月31日までに契約された下記のいずれかに該当する

- 新築住宅
- 建売住宅
- 中古住宅
- 分譲マンション

※贈与や相続、遺贈は対象外です。共有名義やその他の場合にはご相談ください。

3. 加算の要件

住宅等を取得した場合に加算の対象となるのは、それぞれの要件に該当する

- 子育て世帯加算(5万円) 18歳未満の子を扶養している（胎児を含む。）
- 3世代同居加算(5万円) 3年以上在住の親と18歳未満の扶養している子と同居している
- 就労加算(5万円) 就労している（市外の事業所でも構いません。）
- 佐藤姓加算(5万円) 佐藤姓かつ佐藤の会プレミアム個人会員である
- 居住誘導区域加算(10万円) 居住誘導区域内にある



申請者が40歳以下である



はい



いいえ

3年以内に世帯員全員と一緒に佐野市へ転入した



はい



いいえ

3年以上居住すると誓約できる



はい



いいえ

世帯員全員滞納がない



はい



いいえ

世帯員全員暴力団関係者でない



はい



いいえ

世帯員全員今までこの奨励金も移住支援金も受けていない



はい



いいえ

住宅等を取得した
(R11.12.31までに建物の登記が済んでいる)



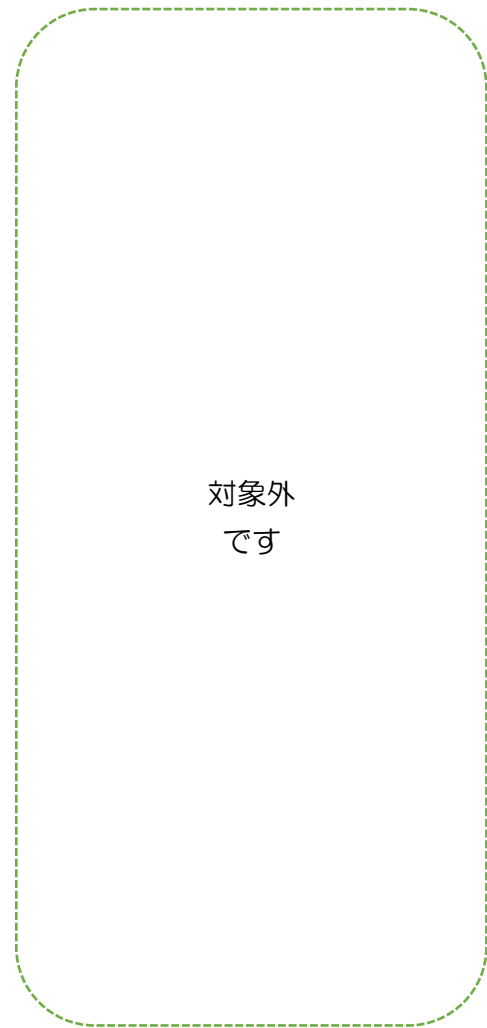
はい



いいえ



対象です (基本額+加算です)



対象外
です

親名義の住宅等に3世代同居した



いいえ



はい

対象外
です

対象です
(基本額のみです)

※**転入後3年以内で令和9年3月31日までに**申請してください。

若者等移住定住促進奨励金に関するお問合せ先

佐野市総合戦略推進室

栃木県佐野市高砂町1番地 (4階)
電話番号 0283-20-3012
E-mail ijuteiju@city.sano.lg.jp